

答 申 書
(答申第36号)
平成19年1月24日

1 審査会の結論

特定法人の元職員の解雇に関する個別的労使紛争のあっせんに関し、実施された日時と内容について明らかにした書類のすべてについて、その存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象公文書は、特定法人の元職員の解雇に関する個別的労使紛争のあっせんに関し、実施された日時と内容について明らかにした書類のすべて（以下「本件請求公文書」という。）である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道労働委員会（以下「実施機関」という。）は、本件請求公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の名誉が侵害されるとして、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第12条に規定する存否を明らかにしない決定処分（以下「本件処分」という。）をしており、異議申立人は本件処分の取消しを求めていることから、当該処分の妥当性について判断することとする。

(3) 条例第12条の該当性について

ア 条例第12条は、実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体若しくは名誉が侵害されると認められる場合又は犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められる場合に限り、当該公文書の存否を明らかにしないことができる旨定めている。

本条は、開示請求に対する応答の例外規定であることから、特定の個人に関する特定の事項についての開示請求又は個人や団体を特定した内偵捜査情報についての開示請求がなされたような場合に限って行うものとされ、単に非開示決定を行うことで個人の利益や犯罪の予防、捜査等の情報の保護法益が守られるような場合にまで適用することのないよう、厳格に運用されることが求められるものである。

イ そこで、本件開示請求の内容に照らし、本件請求公文書に該当し得る文書が存在しているかどうかを答えた場合にどのような情報を明らかにすることになるのかを判断し、存否応答拒否をすることの可否を検討することとする。

ウ 本件請求公文書は、もし仮に存在するとすれば、労働委員会事務局で作成される「個別あっせん開始通知書」、「あっせん案」、「知事あて個別あっせん終結報告書」、「総会議事録」などが考えられる。

実施機関は、労使間に紛争が発生した場合、本来その当事者が誠意をもって自主的に解決するように努力しなければならないが、中には労使の利害関係が対立し、容易に自主解決されない場合があり、そのようなときに、労使関係の安定を図るために、中立、公正な立場で労使紛争の迅速、円満な解決に努める機関である。

個別的労使紛争のあっせんは、道内各支庁等に設置している中小企業労働相談所等と連携し、労働条件その他労働問題に関する個々の労働者と使用者との間の紛争（個別的労使紛争）の「あっせん」を行うものであり、労働者個人と使用者の間のトラブルを調整するものである。

本件請求公文書が存在しているかどうかを答えることは、特定の個人の解雇に伴う労使紛争が発生し、特定個人が個別的労使紛争のあっせんを申請したという事実の有無を答えることと同様の結果が生ずるものと認められる。

エ 条例第12条の「開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体若しくは名誉が侵害されると認められる場合」とは、例えば、特定の個人に係る特定の疾病に関する公文書の開示請求のように、該当公文書の存在を認めて非開示決定をすることによって、当該個人が特定の疾病に罹患していることが明らかになる場合など、公文書の存在を認めただけで通常他人に知られたいと認められる個人に関する情報として保護される利益が侵害されるような場合を含むものと解される。

本件開示請求は、特定個人の解雇に関する個別的労使紛争のあっせんに関する文書の開示を求めるものであり、仮に本件請求公文書の存在を認めて非開示決定をした場合、特定の個人が解雇され、労使間に紛争が生じたことから、個別的労使紛争のあっせんを申請したことが明らかとなる。

解雇されたという事実は、社会通念上、他人に知られたいと思ふことが通常であると認められる情報であり、当該事実を他人に知られた場合には、解雇された本人の社会的評価を損なうことも考えられる。

また、個別的労使紛争のあっせんを申請したという事実は、あっせん申請に係る労使紛争が発生したということであり、あっせん申請者が解雇されたことに関して、使用者との間で争いやもめ事があるということであり、個別的労使紛争のあっせんを申請したという事実は、社会通念上、他人に知られたいと認められる情報であり、当該事実を他人に知られた場合には、労使が紛争状態にあることから、申請者に何らかの問題があるとの憶測を呼び、あっせん申請者個人の社会的評価を低下させることになる。

これらのことから、本件請求公文書が存在しているかどうか答えるだけで、特定の個人の名誉が侵害されると認められる。

したがって、本件処分は条例第12条に該当し、妥当であると判断する。

(4) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、特定法人に関する情報公開を行わないことは、北海道市民活動促進条例（平成13年北海道条例第5号）に違反すると主張する。

また、実施機関自ら市民活動に関する運営の情報を周知せず、道民から市民活動に関する情報の理解を妨げていると主張する。

イ 当審査会としては、あくまでも条例の規定により実施機関が行った開示決定等の判断が妥当かどうかを判断するものであり、異議申立人の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられるものであることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成18年 8 月16日	○ 諮問書の受理（諮問番号38） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書の存否を明らかにしない決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出
平成18年 8 月23日	○ 新規諮問事案の報告
平成18年 9 月 4 日	○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成18年10月18日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成18年11月15日 （第一部会）	○ 審議
平成18年12月12日 （第一部会）	○ 審議
平成19年 1 月22日 （第18回審査会）	○ 答申案審議
平成19年 1 月24日	○ 答申